

# 一般社団法人 animo

## 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

**第1条** 当法人は、一般社団法人 **animo** と称する。

#### (事務所)

**第2条** 当法人は、主たる事務所を東京都立川市羽衣町2丁目41番1号マンション・パ  
リジェンヌ202号に置く。

2 当法人は、社員総会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

#### (目的)

**第3条** 当法人は、地域で暮らす障害を持った方々、保育が必要とされ、又は保育を希望する児童に対し、心身の健やかな発達を援助し、また、誇りをもって地域で生活を営めるように支援する事業を行ない、家庭での子育て、介護負担の軽減、障害を持った児童、生徒の健全育成を以って地域社会への貢献と福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (事業)

**第4条** 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 知的・精神・身体障害者（児）に対する居宅介護、日常生活支援事業及びグループホームの運営事業
- (2) 障害者自立支援法に基づく下記の障害福祉サービス事業
  - ① 居宅介護
  - ② 重度訪問介護
  - ③ 行動援護
  - ④ 同行援護
  - ⑤ 療養介護
  - ⑥ 生活介護
  - ⑦ 短期入所
  - ⑧ 重度障害者等包括支援
  - ⑨ 共同生活介護
  - ⑩ 施設入所支援
  - ⑪ 自立訓練
  - ⑫ 就労移行支援

- ⑬ 就労継続支援
- ⑭ 共同生活援助
- (3) 障害者自立支援法に基づく相談支援事業
- (4) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
- (5) 障害のある児童、生徒を対象とした学習支援事業
- (6) 社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業(放課後児童健全育成事業)
- (7) 地域の子育てに関する相談及び支援事業
- (8) 乳幼児、未就学児を対象とした保育事業
- (9) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (10) その他上記目的を達成するために必要な事業

#### (事業年度)

**第5条** 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (公告方法)

**第6条** 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

#### (種別)

**第7条** 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で社員総会において推薦された者

#### (入会)

**第8条** 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

#### (入会金及び会費)

**第9条** 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

**第10条** 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

#### (退会)

**第11条** 正会員及び賛助会員は、任意に退会することができる。

#### (除名)

**第12条** 会員が次のいずれかに該当する場合は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の一週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をすることとするが、その除名の通知を受けた会員には、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ⑮ この法人の定款又は規則に違反したとき。
- ⑯ この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ⑰ その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

**第13条** 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、その法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

## 第3章 資産及び会計

#### (財産の管理・運用)

**第14条** 当法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は社員総会の議決により別に定める規定によるものとする。

#### (事業計画及び収支予算)

**第15条** 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会において承認を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

#### (事業報告及び決算)

**第16条** 当法人の事業報告及び決算について、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、定時社員総会で、報告及び承認を得るものとする。

- 2 当法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表（及び損益計算書）を公告するものとする。

**（長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け）**

**第17条** 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

**（会計原則）**

**第18条** 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

**（運営細則）**

**第19条** この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。

## 第4章 社員総会

**（種類）**

**第20条** 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

**（構成）**

**第21条** 社員総会は、総正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

**（権限）**

**第22条** 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員等の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業全部又は一部の譲渡
- (10) 法人運営に関する全ての事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

**（開催）**

**第23条** 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 役員が招集の必要があると認めたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が代表理事にあったとき。
- (3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
  - 一 請求後遅滞なく招集の手続きが行なわれない場合
  - 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

**(招集)**

**第24条** 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、総正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

**(議長)**

**第25条** 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

**(定足数)**

**第26条** 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

**(議決)**

**第27条** 社員総会の議事は、一般法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として議決に加わることはできない。

**(書面議決等)**

**第28条** やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決を委任することができる。この場合において、書面議決者又は議決委任者は、会議に出席したものとみなす。

**(議事録)**

**第29条** 社員総会の議事について、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数（書面議決者及び議決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

#### (社員総会規則)

**第30条** 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第5章 理事

#### (理事の設置)

**第31条** 当法人に、理事3名以上を置く。

- 2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

#### (選任)

**第32条** 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

#### (理事の職務権限)

**第33条** 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、当法人の業務を執行する。

#### (任期)

**第34条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第31条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

#### (解任)

**第35条** 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

**第36条** 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

**第37条** 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出金の権利)

**第38条** 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

**第39条** 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会が決定したところに従って行う。

## 第7章 計算

(事業報告及び決算)

**第40条** 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその付属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書

2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(余剰金の分配の禁止)

**第41条** 当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第42条** 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

**第43条** 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

**(残余財産の処分)**

**第44条** 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。)に贈与するものとする。